

対象案件	公園占用料等の見直しに伴う都市公園条例の一部改正について
意見募集期間	平成24年12月1日(土)から平成25年1月7日(月)まで
担当部署(問合せ先)	建設部 都市整備課 電話 011-372-3311 内線 697
意見提出件数	意見提出者数 1 人
	意見提出件数 1 件

提出のあった意見の概要	市の考え方 (案を修正したときは修正内容)
<p>業としての写真撮影や映画撮影での公園使用料は、従来の写真機1台、映画撮影1日の方が望ましい。1平方メートルあたりとする方法では、公平で公正さを欠く可能性が高い。</p>	<p>写真撮影や映画撮影などの使用料については、これまで写真機1台1日あたり、映画撮影1日あたりとして算定しておりました。</p> <p>しかしながら、これらの行為は占有して使用する面積が目的により異なることから、公平性を保つために使用する面積により使用料を算定することといたしました。</p> <p>今後の予定</p> <p>平成25年第1回定例議会に提案し、平成25年4月1日施行予定です。</p>